

社会福祉法人多磨育成会の役員等の報酬等の規程について

社会福祉法人多磨育成会定款第八条及び第二一条に基づき下記のとおりとなっております。

第八条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

第二一条 理事及び監事等役員等の報酬等は、無報酬とする。

以上